

共同受電事業廃止に伴う移管作業フロー (平成29年度 実施分)

説明会

(H29 1月17日 開催)



- 移管工事該当地区電気需要家(高圧事業所管理技術者)
- 電柱設置個所土地所有者

調査

(H29 3月末 完了)



判定ランク	対応策
A	契約OK
B	一部改修工事必要
C	抜本改修工事必要

- 需要家毎判定(A, B, C)
- 改修工事(B, C)需要家負担
- 柵、フェンス工事(同一敷地複数事業所)需要家負担

契約書作成

(H29 4月末 完了)



- 九電使用申込書(各需要家),電気工務店作成
- 電柱設置土地契約(九電、NTT、土地所有者)

移管工事

九電実施区域 7月以降
NTT実施区域 10月以降



- 仮設工事(組合、共架関係事業者)
- 既設電柱撤去(組合)
- 電柱新設(九電、NTT)
- 電気設備工事(九電)
- 共架敷設(共架関係事業者)

電気供給(九電)

※ 留意事項

- 停電は最低2回発生する。
 - ・ 仮設工事切替時
 - ・ 九電への切替時
- 電柱設置個所(2月末までに調査、3月までには決定予定)
 - ・ 原則、現組合電柱設置位置
 - ・ 仮設電柱は現電柱周辺
- 経費関係
 - ・ 調査判定費用は組合負担
 - ・ 九電使用申込書は、需要家が電気工事店に依頼
 - ・ B, Cランクの改修工事及び柵、フェンス工事は、需要家サイド負担
 - ・ 仮設工事、撤去については、組合施工(無停電工事は需要家負担)
 - ・ 電柱新設は、九電とNTT施工、電気新設設備は九電施工
 - ・ 共架については、共架会社施工
- 各需要家の担当者名及び電気工務店を組合へ通知すること。
(別紙様式)